

# 随意契約理由書

案件名 : 一級河川 寝屋川 大久保調節池外ポンプ設備整備工事

本工事は、大久保調節池及び寝屋川治水緑地のポンプ設備において、整備工事を行うものである。

大久保調節池及び寝屋川治水緑地は、寝屋川流域の浸水被害を防ぎ、府民の安心・安全を確保するための防災施設である。

本工事の主な内容は、施設の主要機器である排水ポンプの腐食、摩耗状態の確認、分解清掃・測定、劣化部品の取替などを行うものである。

当該機器は、製作会社固有の技術により、当機場用に設計・製作されたものであり、いわゆる汎用機器ではないため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは、設計・製作を行った株式会社クボタより補修工事・点検整備業務を移管されているクボタ環境エンジニアリング株式会社以外にはないため、同社の大阪営業所より見積りを徴取することとし、その価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結したい。